

横須賀市基本計画 (2011~2021)

冊子イメージ

4次素案からの変更点（案）

【変更点のみ抜粋】

序 章

1 基本計画策定の趣旨・目的

本市では、1997年（平成9年）に長期的なまちづくりの目標として「国際海の手文化都市」を都市像とする「横須賀市基本構想」を定めました。また、翌年の1998年（平成10年）には、基本構想を実現するための基本的な政策・施策を示した「横須賀市基本計画」をスタートさせました。

この基本計画は、基本構想が目標年次とする2025年（平成37年）までの前半部分を担うものでしたが、2010年度（平成22年度）をもって計画期間が終了したため、このたび、2011年度（平成23年度）から始まる新たな基本計画を策定しました。

前基本計画の期間では、道路などの都市基盤やヴェルニー公園などの交流拠点のほか、横須賀総合高校などの知的環境の整備はかなり進みました。また、特定建築等行為条例をはじめとする独自条例の制定や行政評価、IT^{※1}への取組みなどでは、地方分権のフロントランナーとして対外的に高い評価を得るなど、総じて、中核市としての「存在感」は高まったと言えます。

しかし、今日の本市を取り巻く環境は、地域経済、交通、環境面などの様々な課題と、少子高齢化、人口減少、財政状況への悪化不安といった市の存続そのものに関わる大きな多くの自治体が直面している問題を同時に抱えるという、大変厳しい状況に置かれています。

今後本市が、このような困難な状況を克服し、『夢のもてる明るい豊かな社会』を実現していくためには、喫緊の課題への対応は当然もちろんですが、同時に、中長期を展望し、高い目標を掲げて市政運営を行っていかねばなりません。

そのために本基本計画を策定し、未来を支える人材が育つ環境づくり、高齢者の活力が活かされる環境づくり、人を惹きつける魅力的な環境づくり、を着実に推進することで、人が生き、魅力と活力に満ち溢れた横須賀を実現したいと考えます。

それは、基本構想に掲げる「自然環境をはぐくみながら、人々がさまざまな交流を広げ、豊かでゆとりある安心した生活の実現」であり、「国際海の手文化都市」に通ずるものです。

本基本計画では、引き続き「国際海の手文化都市」を市民の皆さんとともにめざす都市像として、これを実現するための政策・施策を明らかにします。

【用語解説】

※1 IT：Information Technology（情報技術）の略。一般に、コンピュータやネットワークに関する技術全般を指す。

3 基本計画の計画期間

基本構想が目標年次とする 2025 年（平成 37 年）までの後半部分を担う計画として、2011 年度（平成 23 年度）から 2021 年度（平成 33 年度）の 11 年間を計画期間とします。

~~なお、計画期間中に社会情勢の大きな変化が生じた場合には、見直しを検討します。~~

図 基本構想・基本計画・実施計画の期間



4 基本計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、定期的な進行管理を行います。また、計画期間中に社会情勢の大きな変化が生じた場合には、見直しを検討します。

2 厳しい財政状況

経済の低迷に伴う税収の伸び悩み、少子高齢化に伴う社会保障経費の増大などにより、本市の財政は危機的な大変厳しい状況にあります。

財政の硬直度を示す経常収支比率^{※6}について全国市町村の平均を見ると、2001年度（平成13年度）の84.6%から2008年度（平成20年度）の91.8%に上昇しており、また中核市^{※7}平均についても、近年上昇傾向となっています。

こうした中、本市は2005年度（平成17年度）に急速に悪化した後、95%前後で推移しており、中核市平均の値を大きく上回っている状況が続いています。また、借金にあたる市債は、計画的に減少させてきましたが、2008年度（平成20年度）時点で、その残高は約3,110億円となっています。さらに、貯金にあたる財政調整基金^{※8}は、2004年度（平成16年度）をピークに減少に転じ、2008年度（平成20年度）には増加したものの、その残高はピーク時とは大きく隔たりがあります。

生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展などにより、これからも本市の財政を取り巻く環境は厳しい状況が続くと予想されます。

今後は、これまで以上の創意工夫や選択と集中の考え方による取組みを進め、歳出を抑制していくとともに、財政構造を改善していくために、歳入増に結びつく政策を長期的視点で推進していくことが求められています。

また、財政に関する計画や財政状況が分かる情報を定期的に市民に公表するなど、本市が抱える財政的な課題を行政と市民が共有していくことも求められています。

【用語解説】

^{※6} **経常収支比率**：市の歳出のうち、人件費や公債費など毎年経常的に支出される経費が、市税などの経常的に収入される一般財源（使い道が特定されないもの）に占める割合。この指数が低いほど、いろいろな事業に使えるお金の余裕があるということになる。

^{※7} **中核市**：地方自治法に基づき、人口30万以上の都市について、当該都市からの申し出に基づき政令で指定される都市をさす。中核市では、都道府県が処理するとされている民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務、都市計画に関する事務、環境保全行政に関する事務などの全部又は一部を特例として処理することができる。平成22年4月1日現在、横須賀市を含む40市が中核市に指定されている。

^{※8} **財政調整基金**：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

7 地方自治の確立

地方自治の本旨といわれる「団体自治」と「住民自治」の確立が期待されています。1990年代半ばから1995年施行の地方分権推進法や2000年施行の地方分権一括法などにより進められてきた地方分権改革では、国から地方へと権限及び財源が移譲され、地方が自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行う「団体自治」の確立に向けた取組みが進められてきました。自治体には、今まで以上に、効率的かつ効果的な行政経営が求められています。

一方、団体自治が進展してきた現在、住民が主体となってまちのあり方を決め、活気に満ちた地域社会をつくる「住民自治」の確立が求められています。しかし、本市に目を向けると、まちづくりに参加する機会の提供はできていても、地域住民が主体となって自分達の身近な課題に取り組める環境の提供については、十分でない状況です。

今後は、地域の身近な課題はその地域の住民自らが解決することができる環境を形成するため、制度の構築や人材の育成を進めていくことが求められています。

また、住民自治の考え方に通じる活動として、個人や任意のボランティア組織、NPO^{※22}、企業など多様な主体が、行政と積極的にかかわりながら、これまで行政が担ってきた領域や、地域における新たな公共的・公益的な活動を担っていく「新しい公共」が全国的に注目されています。

本市においても、これまで以上に、これら多様な主体が行う活動に自らが張り合いを持てるように、またその活動が市民ニーズに応じたものになるように支援・コーディネートしていくことが求められています。

【用語解説】

※22 NPO：「Non Profit Organization」の略で、様々な分野での社会活動を行い、事業で得られた収益を団体の構成員に配分することを目的とせず、社会貢献活動に充てる団体のこと。

第5章 まちづくり政策

「国際海の手文化都市」を実現するため、「共生」と「交流」と「創造」を基本的考え方として、5つのまちづくり政策の目標にしたがって、政策・施策を推進します。

1 いきいきとした交流が広がるまち

地域資源を積極的に活用しやホスピタリティ^{※27}の醸成により、都市の魅力を向上させ、情報発信を行うとともに、人やものなどの流れを支えるネットワークを形成し、市外から多くの人を訪れる、「いきいきとした交流が広がるまち」をめざします。

関連する主な分野別計画

- ・ 横須賀港港湾計画

関連する主な条例

- ・ 横須賀港港湾施設使用条例
- ・ 港湾管理条例
- ・ 海岸管理条例

【用語解説】

^{※27} ホスピタリティ：客などに対する心からのもてなし、温かくもてなす誠意のこと。

第6章 まちづくりの推進姿勢

「第5章 まちづくり政策」に掲げた5つの目標の実現に向けて、市民、団体、事業者と市が互いに連携しながら、より効率的・効果的な都市経営を行っていかねばなりません。また、これまで地方分権の流れの中で確立してきた団体自治に加え、今後は住民自治を確立する必要があります。

そのために、次の3つを基本的な姿勢としてまちづくりを推進します。

1 市民協働によるまちづくりの推進

市民、団体、事業者と市の役割分担と連携のもとにまちづくりを行うため、情報の積極的な提供や市政への市民意見の反映、市民公益活動の促進・支援など、市民等がまちづくりに参画しやすい環境づくりを推進します。

関連する主な分野別計画

- ・ 市民協働型まちづくり推進指針
- ・ 市民活動促進指針

関連する主な条例

- ・ 情報公開条例
- ・ 横須賀市市民協働推進条例
- ・ 横須賀市市民パブリック・コメント手続条例

(2) 市政を支える意欲と能力のある人づくり

豊かな意欲と能力を持った職員の育成を行います。

① 市政を支える意欲と能力のある人づくり

ア 個々の職員の課題認識力や政策形成能力、接遇能力などを高めるため、研修制度を充実します。

イ 職員の創意が活かされる職場環境を形成するため、職員の問題意識をくみ上げる仕組みづくりを行うとともに、評価制度を充実します。

ウ 職員の意識改革を推進するため、国、県、他都市や民間企業などとの人事交流を推進します。

エ 幅広く優秀な人材を登用することなどにより、専門性や様々な経験、年齢層等の多様性に富んだ組織づくりを推進します。

主な事業

- ・ 職員研修事業
- ・ 職員政策提案の実施
- ・ 接遇外部点検
- ・ 国・県との人事交流の実施
- ・ 幅広い人材登用の実施

②住民自治の推進

ア ~~市民が主体のまちづくりを推進するための基本ルールとして、自治基本条例を制定し~~ます、市民が主体のまちづくりを推進します。

イ 地域の個性や魅力を生かすため、地域住民自らがまちのあり方を決めることができる、地域主体のまちづくりを推進します。

主な事業

- ・自治基本条例制定事業
- ・（仮称）地域運営協議会設置等検討事業